

大 第 7 8 号
令和4年4月15日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公 印 省 略)

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令等の施行等について（通知）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力頂きお礼申し上げます。

このことについて、令和4年3月30日付け環水大大発第 2203302 号で環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、写しを送付します。

なお、改正内容は下記のとおりであり、令和4年4月1日から開始されている石綿事前調査結果報告における報告事項が追加されておりますので、御留意ください。

記

1 改正内容

- (1) ばい煙発生施設のボイラーの規模要件の改正
- (2) 届出様式等の整備
- (3) 解体等工事における事前調査結果報告における報告事項の追加
(「特定粉じん排出等作業の開始時期」を報告事項に追加)

2 施行日

- (1)・(2) 令和4年10月1日
- (3) 令和4年3月3日

【担当】

千葉県環境生活部大気保全課

大気規制班 池田

TEL : 043-223-3804

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp